

おかざき福祉会介護職員初任者研修
学則

(1) 事業者の名称及び所在地

名 称 社会福祉法人おかざき福祉会
所在地 愛知県岡崎市秦梨町字平畑16番地1

(2) 開講の目的

介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限必要な知識・技術と、それを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的とする。

(3) 研修の名称

おかざき福祉会介護職員初任者研修

(4) 実施場所

講義及び演習 愛知県豊田市上郷町市場48番地
かみごうの里ふれあい広場
実習（見学） 愛知県岡崎市秦梨町字平畑16番地1
特別養護老人ホームかわいの里
かわいの里デイサービスセンター

(5) 研修期間

別紙研修日程表のとおりとする。

(6) カリキュラム及び使用する教材

カリキュラム 別紙カリキュラムのとおりとする。
使用する教材 介護職員初任者研修課程テキスト メインテキスト1～3
(株式会社 日本医療企画) 各2,200円(税込)

(7) 講師氏名及び職名

別紙講師一覧のとおりとする。

(8) 実習施設

特別養護老人ホームかわいの里
かわいの里デイサービスセンター
(愛知県岡崎市秦梨町字平畑16番地1)

(9) 研修修了の認定方法及び免除科目

1. 研修修了の認定方法

以下の①～③の要件を満たした受講生について修了証明書を発行する。

- ①カリキュラムをすべて履修し、レポートを提出した者(補講を含む)。
- ②筆記試験において70点以上得点した者。
- ③演習評価基準に達した者。

2. 免除科目

特別養護老人ホーム等の介護職員等としての業務(「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等に定める業務」)に従事期間が365日以上であり、かつ180日以上介護等の業務に従事した者は、実務経験証明書を提出することにより、所定の科目(「職務の理解」)を免除することができる。

(10) 募集時期

2022年7月20日から2022年8月19日までの間とする。

(11) 受講資格

介護業務に従事している者又は従事しようとする者で、16歳以上の者。

(12) 受講定員

20名とする。

(13) 受講手続・最少開講人数

所定の受講申込用紙を郵送することにより申し込む。申込受付後送付する受講料振込用紙により受講料を支払うことにより受講申込手続が完了となる。受講申込手続を完了した者が20名に達した時点で受付を終了する。ただし、本研修の最少開講人数は5名とし、受講申込者が5名未満の場合、原則として開講しない。

(14) 授業料、実習費など受講者が負担すべき費用(税込)

①受講料	一般	…	110,500円
	科目免除者	…	107,100円

②テキスト代 … 6,600円(税込)

③合計 一般 … 117,100円
科目免除者 … 113,700円

④分割払いについて

2分割払い可(開講日までに支払を完了すること)とする。

(15) 研修欠席者に対する補講の方法、上限時間及び補講に係る費用等の取扱い

①研修欠席者に対する補講の方法

やむを得ず欠席する場合は、所定の届出用紙を提出する。

10分を超える遅刻・早退は、欠席扱いとする。

講義 … 録画DVDによる。

演習・実習 … 個別に振り替えて補講を行う。

②補講の上限時間

補講は13時間を上限とし、それを超える時間の欠席があった場合は、原則として修了を認めない。

③補講に係る費用

講義 … 1時間あたり1,000円

演習・実習 … 1時間あたり3,000円

(16) 研修の延期・中止等の不慮の事態における養成研修の継続及び苦情等に対する対応等

① 天災等不慮の事態の発生により研修を延期又は中止しなければならない場合、可能な限り受講生の希望を聴き、別の日程により開催する研修を受講していただくなどにより、受講の機会を確保するよう努めるものとする。

② 苦情相談担当者

部署 社会福祉法人おかざき福祉会 業務管理・総務室

氏名 高橋 司

電話 0564-47-3335

(17) 個人情報の取り扱いについて

受講生については、受講中と修了後も守秘義務を守ることを約する誓約書を提出する。当法人の守秘義務については、事故等の場合を除き、研修以外の目的で受講生の情報を使用しない、また、守秘義務は研修終了後も継続する。

(18) 研修修了者の名簿について

研修修了者の名簿については、研修終了後1ヶ月以内に名簿及びそのデータを愛知県知事に提出するものとする。また、研修事業所においても、研修修了者名簿及びそのデータを永年保存する。

(19) 本人確認について

受講生の本人確認については、受講申込時又は初回講義時において、以下に掲げるいずれかの証明書の提示及び写し（戸籍・住民票は原本も可）の提出により行い、実績報告提出時に愛知県知事に報告するものとする。

- ・ 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票
- ・ 住民基本台帳
- ・ 在留カード等
- ・ 健康保険証
- ・ 運転免許証
- ・ パスポート
- ・ 年金手帳
- ・ 国家資格を有する者については、免許証又は登録証

(20) 修了証明書の発行、再発行

研修の修了を認定された者について、愛知県介護員養成研修事業者指定事務取扱要綱に規定される修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

修了証明書、修了証明書（携帯用）を紛失した場合、所定の用紙による申出により、1通1,000円の手数料にて、再発行用の修了証明書、修了証明書（携帯用）を交付する。

(21) 受講の取消

以下に該当する者は、受講を取り消すことがある。ただし、納入された受講料については返金しない。

- ・ 受講取消の申し出があった場合。
- ・ 講師や他の受講生の迷惑となる行為を行った場合。
- ・ 研修の円滑な運営を妨げた場合。

- ・運営する法人や講師との信頼関係を破壊する言動があった場合。
- ・実習において、事故を発生させる危険性が高いと判断された場合。
- ・評価基準に満たないなど、研修修了の見込みがないと判断された場合。
- ・その他、研修受講が不相当と認められる事由が発生した場合。

(22) 研修中の事故等についての対応

研修中の事故については、原則として自己責任とする。

この学則は、平成25年8月19日施行。

平成26年6月15日一部改定。

平成27年8月20日一部改定。

平成28年7月7日一部改定。

平成29年7月25日一部改定。

平成30年7月17日一部改定。

令和1年5月15日一部改定。

令和2年3月1日一部改定。

令和2年6月27日一部改定。

令和3年3月1日一部改定。

令和4年5月1日一部改定。